

融雪期の公園利用についての注意！

遊具の周辺の雪は溶けやすく、積もった箇所が空洞になっていることが多いため、雪が溶けきるまでは、遊具に近づかないよう注意をお願いいたします。

また、遊具は冬に堆積した雪で思わぬ損傷を受けている場合があります。特に鉄棒は、見た目では危ない状態が分かりにくいので、注意が必要です。

初冬に使用禁止テープを設置した遊具は、春に順次点検を行っており、安全が確認されたものからテープを外していますので、テープのついている遊具で遊ばないようお子様に注意をお願いいたします。

お気付きの点がありましたら土木センターまでご連絡下さい。



【安全確認が終わるまでの状態】



【雪で傷んだバーが落下することもある！】

【参考】地域の雪置き場として公園を利用する場合のルールについて

遊具・樹木の損傷や事故防止のため、公園に雪を入れることは原則禁止ですが、町内会と札幌市が「覚書」を交わし、責任とルールを明確にすることで、公園を地域の雪置き場として利用できることとしています。詳しくは、中央区土木部維持管理課にお問い合わせください。



●公園利用のルール●

- ① 遊具・樹木の周りに雪を置かない
- ② 家庭用の除雪用具等を使用する
- ③ 春に町内会で雪割・清掃をする



地域による春の公園清掃

地域の皆様のご協力をお願い致します。

雪の多い札幌の冬を乗り切るには、札幌市の除雪作業だけでは難しいことが多いです。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。ご意見・ご感想などがございましたら、右記までお気軽にご連絡ください。

中央区土木部維持管理課
TEL.614-5800



さっぽろ市
02-002-22-2708
R4-2-1686